

普通肥料の登録を失効する場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

普通肥料の登録失効に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	肥料登録失効届	2部 (正本・副本用)
<input type="checkbox"/>	肥料登録証	1部

【記載例】

様式第8号の2（日本工業規格A4）

肥料登録失効届

令和〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

失効届に記載した年月日を記入してください。

住所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

氏名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

有効期間満了の場合：有効期間満了日の翌日の年月日
満了前に生産を廃止する場合：生産を廃止した年月日
を記載してください。



令和〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したの
で、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
宮城県第〇〇〇号	副産石灰肥料	あおば副産石灰I号

今回失効となる肥料の登録番号，肥料の種類，肥料の名称を記入してください。
※宮城県で登録した肥料に限ります。